## 告 示

## 埼玉県告示第八百四号

号)第三十五条第一項の規定により、 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。 (平成十四年法律第八十八

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

名彩

本庄特定猟具使用禁止区域(;

区域

三 存続期間

平成二十年

埼玉県告示第千四百十五号で告示した区域

令和七年十一月一日から無期限

禁止に係る特定猟具の種類

兀

銃器